

公募についての説明書

- 1 件名
令和5年分所得税等の確定申告期における川口税務署の確定申告会場の賃貸借業務
- 2 仕様
令和5年分所得税等の確定申告期における川口税務署の確定申告会場の賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- 3 賃貸借予定期間
「仕様書」とおり
- 4 公募に参加できる者
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
 - (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- 5 申込書等の提出期限及び提出場所
提出期限 令和5年9月20日（水）17時00分
提出場所 〒332-8666
川口市青木2-2-17 川口税務署 総務課
- 6 公募の実施方法
 - (1) 共通事項
 - イ 公募に参加しようとする者は、「公募広告」、「公募についての説明書」及び「仕様書」の内容を十分承知しておくこと。
 - ロ 前項の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。
 - ハ 申請書等の提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
 - (2) 提出書類
 - イ 別紙1「申込書」を提出するほか、次に掲げる書類を申込書等の提出期限までに提出すること。
 - (イ) 申込者、施設の概要が分かるもの（企業概要等）
 - (ロ) 施設使用料及び積算内容を記載した見積書

(ハ) 施設のレイアウト図等

ロ 別紙2「指名停止等に関する申出書」

ハ 別紙3-1「誓約書」

ニ 別紙3-2「役員等名簿」

なお、必要により川口税務署から電話による確認、資料の追加提出又は施設の下見など会場の調査を行う場合がある。

また、提出された書類については川口税務署の審査を受けなければならない。審査に合格しなかった場合、公募に参加することはできないものとする。

7 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成する。

なお、契約条項は、別添「契約書(案)」のとおり。

8 契約保証金

免除する。

9 契約者の決定方法

(1) 申込者が1者の場合

当局の仕様に合致し、かつ、申込書の金額が予定価格の範囲内の場合は、即時決定する。

(2) 申込者が2者以上の場合

提出書類を審査の上、別途連絡する。

10 申込書の無効

本説明書に示した資格のない者の申込書は無効とする。

11 その他

(1) 問合せ先

イ 手続及び仕様内容に関する事項

川口税務署 総務課 会計係長 蛭原 稔賀

TEL 048-252-5141 自動音声案内後「2」を選択)

ロ 契約に関する問合せ先

関東信越国税局 総務部 会計課 経費第二係 関根 みのり

TEL048-600-3111(内線2193)

(2) 「公募についての説明書」の取扱い

本説明書は、「令和5年分所得税等の確定申告期における川口税務署の確定申告会場の賃貸借業務」のためのものであり、本説明書を他の目的に使用することは禁止する。

(3) その他

イ 公募に係る提出書類の作成等に要する費用は、すべて提出者の負担とする。

- ロ 説明書等の交付書類は、必ず申込書等の提出期限までに返却すること。
- ハ この説明書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職員の指示に従うこと。